

契約書（案）

1. 契約件名 札幌運輸支局等機械警備業務請負契約
2. 業務仕様等 仕様書のとおり
3. 契約金額 金 円（うち消費税および地方消費税 円）
（内訳は別表のとおり）
4. 契約期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日
5. 履行場所 仕様書のとおり
6. 契約保証金 免除

上記について、支出負担行為担当官 北海道運輸局長 石崎 仁志、独立政法人自動車技術総合機構北海道検査部長 佐々木 信一を発注者とし、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役 〇〇 〇〇を受注者として、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第 1 条 受注者は発注者に対し、別紙の警備計画書に基づき警備対象の保安警備を実施することを約束し、発注者はこれに対し報酬（以下「警備請負料」）を支払うことを約束した。

（権利義務の譲渡等）

第 2 条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ずにこの契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約により生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させてはならない。

（請負料金の請求及び支払）

第 3 条 警備請負料は、別表のとおり発注者が分担額を受注者に支払う。

ただし、警備期間が1ヶ月に満たないときは、日割計算により算出した金額とする。

2 受注者は、前項の警備請負料を翌月10日までに発注者に分担額毎請求し、発注者は適法な請求書を受理した日から30日以内にこれを受注者に支払うものとする。

3 発注者は、天災地変等やむを得ない事由による場合を除き、前項の支払期限までに警備請負料を支払わない場合は、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し年2.7%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

ただし、契約期間中、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年年法律第256号）第8条第1項に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が見直された場合は、見直し後の率を場じて計算するものとする。

(事情の変更)

第 4 条 警備請負料及び契約条件等は、情勢の変化、あるいは、やむを得ない事情がある場合は、発注者、受注者間で適宜協議のうえこれを増減又は改訂することができる。

(設備の備置)

第 5 条 警備上必要と認められる諸設備については、次の条件と区分により設置する。

1 警報機器及びこれに附帯する一切の設備（以下「警報装置」という）については受注者がこれを設置し、受注者の所有に属する。

ただし、専用電話線は除く。

2 施工工事完了後において警備対象の増・改・新築等により既設の警報装置の移動または変更等の必要を生じた場合は、事前に受注者に通知するものとし、当該工事費については、発注者が負担する。

また、発注者及び受注者協議により新たに警報装置の付加が必要と認められた場合も同様とし、これに伴い警備請負料を発注者及び受注者協議のうえ改訂することが出来るものとする。

(損害賠償)

第 6 条 受注者は、受注者の設置した警報装置の機能が正常でない場合または、警備計画書に定める義務を怠った場合等、受注者の責に帰すべき事由により、発注者または発注者の所属職員に損害を与えた場合は、次の金額を限度としてその損害を賠償する責を負うものとする。

(1) 賠償限度額は 1 事故につき、対人賠償・対物賠償合わせて 1 事故合計 10 億円也とする。

2. 受注者は本契約に基づき、警備を実施中に第 3 者に対し損害を与えた場合には、発注者は第 3 者に対し直接損害賠償の責に任ずるものとし、受注者の責に帰すべき事由のあるときは、受注者はその補償として客観的に承認された損害額証明に基づき、(1) 号に定めた限度額内の金額を発注者に支払うものとする。

3. 発注者は、前項の事故による損害が発生したときは、その事故を知った日からすみやかに書面をもって事故による損害の発生を受注者に通知しなければならない。

(特別負担費用)

第 7 条 発注者の故意または過失により警報装置を破損した場合、または発注者の都合により警報装置を撤去する場合、その修理または撤去に要する費用については、発注者がこれを負担する。

(契約期間)

第 8 条 本契約の有効期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までとする。

発注者及び受注者は解約につき、相当の事由がある場合はその事由を付し、

書面をもって相手方に解約の予告をするものとし、書面受領後発注者・受注者協議のうえ本契約を解約することができる。

ただし、当該月分の警備請負料は日割計算により算出した金額とする。

(警報装置の撤去)

第 9 条 契約期間満了時における警報装置は、受注者の負担で撤去すること。

ただし、次期の契約に内定している場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第 10 条 発注者、受注者は、この契約の実施にあたり、知り得た相互の業務上の秘密を外部に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第 11 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が契約の解除を申し出たとき
- (2) この契約に関して受注者又は受注者の代理人もしくは受注者の使用人に不正行為があったとき
- (3) 受注者が前条の規定に違反したとき
- (4) 前各号のほか受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき
- (5) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所が不明となったとき
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき
 - (イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
 - (ロ) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (ハ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (ヘ) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が(イ)から(ホ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(ト) 受注者が、(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（(ハ)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(7) 発注者の都合により契約の解除をするとき

(違約金)

第12条 受注者は、前条第1号から第4号及び第6号の規定に該当する理由で契約の解除となった場合は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ただし、前条第1号の場合において、受注者の責に帰さない事由のときは、この限りでない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第13条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わない場合は、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない

い。

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第14条 国庫債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金額の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

平成30年度	円
平成31年度	円
平成32年度	円
平成33年度	円
平成34年度	円

2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額を変更することができる。

(紛争の解決)

第15条 この契約に関し、定めのない事項又は発注者、受注者の間に紛争の生じた事項については、その都度発注者受注者協議のうえ決定する。

第16条 この契約に関する訴えは、発注者の所在地を管轄する裁判所に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書3通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年4月3日

発注者 札幌市中央区大通西10丁目
支出負担行為担当官
北海道運輸局長 石崎 仁志

札幌市東区北28条東1丁目
独立行政法人自動車技術総合機構
北海道検査部長 佐々木 信一

受注者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○
代表取締役 ○○ ○○

別表

分担契約金額

契約期間		平成30年4月1日～平成35年3月31日		
		月 額 (A)	年 額 (B)=(A)×12	総 額 (B)×5
札幌	北海道運輸局	円 (内 円)	円 (内 円)	円 (内 円)
	独立行政法人 自動車技術総合機構 北海道検査部	円 (内 円)	円 (内 円)	円 (内 円)
	小 計	円 (内 円)	円 (内 円)	円 (内 円)
函館	北海道運輸局	円 (内 円)	円 (内 円)	円 (内 円)
	独立行政法人 自動車技術総合機構 北海道検査部	円 (内 円)	円 (内 円)	円 (内 円)
	小 計	円 (内 円)	円 (内 円)	円 (内 円)
室蘭	北海道運輸局	円 (内 円)	円 (内 円)	円 (内 円)
	独立行政法人 自動車技術総合機構 北海道検査部	円 (内 円)	円 (内 円)	円 (内 円)
	小 計	円 (内 円)	円 (内 円)	円 (内 円)
釧路	北海道運輸局	円 (内 円)	円 (内 円)	円 (内 円)
	独立行政法人 自動車技術総合機構 北海道検査部	円 (内 円)	円 (内 円)	円 (内 円)
	小 計	円 (内 円)	円 (内 円)	円 (内 円)
合計	北海道運輸局	円 (内 円)	円 (内 円)	円 (内 円)
	独立行政法人 自動車技術総合機構 北海道検査部	円 (内 円)	円 (内 円)	円 (内 円)
	合 計	円 (内 円)	円 (内 円)	円 (内 円)